

地域に飛び出す公務員を応援する制度の運用上の留意事項

1 本留意事項のねらい

多様な知識や技術を持つ職員が、地域や社会が抱える課題解決等を目指して、地域に飛び出し、社会的な貢献活動へ積極的に参加するとともに、活動を通じて自らを高め、職務遂行や行政サービスの品質向上に活かすことで、地域住民や社会の要請に的確に応えていくことがますます重要となっています。

地域に飛び出す公務員を応援する首長連合では、平成30年11月に「望ましい『公務員の福業』ガイドライン（第1版）」として、「福業」の望ましいかたちを提案しました。

本留意事項は、このガイドラインを踏まえ、人口減少・少子高齢化等の社会的課題がますます顕在化する中、地域に飛び出す公務員を応援する制度の一層の普及や、各自治体における取組の一層の充実に資することを目的とし、基本的な留意点や、既に制度を設けている自治体における取組事例をお示ししたものです。

各自治体におかれては、本留意事項を参考として、それぞれの地域の実情に沿った主体的な取組をお願いいたします。

2 制度の運用上の留意点

(1) 報酬を得て行う社会貢献活動であること

職員が自らの知識や経験を活かし、社会通念上妥当な額の報酬を得て、社会貢献活動に従事すること、また、職員が活動で得られた経験を職務遂行や行政サービスの品質向上に活かすことは、当該職員のみならず、地域社会や当該自治体にとっても有益です。その意味では、こうした活動は単なる「副業」ではなく、受益者が当事者に留まらない「福業」として位置付けることができます。

(2) 活動従事により、職務の遂行に支障が生じないこと

職員が地域や社会に貢献する活動に従事した結果、心身の著しい疲労等により、公務員としての職務に支障が生じることは避けなければなりません。

また、職員が心身ともに健康な状態で業務遂行ができるよう「職員を守る」ことも、自治体にとっては重要です。

こうした観点から、次の点に留意が必要です。

ア 従事時間の制限

社会貢献活動への従事は、勤務時間外、休日等に行うものとし、例えば、国家公務員の場合と同様に、週8時間又は一か月30時間以内、また平日の勤務時間外においては1日3時間以内とするなど、一定の制限を設けることが考えられます。

また、原則として1日は週休日が確保できることを要件づけることも考えられます。

イ 勤務成績による判断

勤務時間外や休日等に社会貢献活動に従事しても、公務員としての職務遂行に問題がない職員であることを担保する観点から、勤務成績が標準以上であることを許可の要件とすることが考えられます。

(3) 活動団体との間に特別な利害関係を生じるおそれがないこと

社会貢献活動に従事する職員が、公務員としての職務上、活動を予定する団体等との間に特別な利害関係がある（又はそれが生じる恐れがある）場合においては、職務の公正性、中立性が損なわれる恐れがあることから、当該活動への従事を許可することは適当ではありません。

「特別な利害関係がある（又はそれが生じる恐れがある）場合」とは、例えば職員が職務として行う契約、補助、指導、処分等を行う相手方に、当該職員が社会貢献活動に従事を予定する団体等が該当している、又は今後該当する恐れがある場合を言います。

(4) 公務員の職の信用を傷つけ、不名誉となるおそれがないこと

ア 金銭的利益を得ることを主目的とした活動、宗教的活動、政治的活動等でないこと

地域貢献としての趣旨が希薄な活動であり、むしろ自らの金銭的利益の獲得が主目的と考えられる、いわゆるアルバイトのような活動は、本制度の趣旨に沿うものとは言えません。

また、宗教的活動や政治的活動も、本制度の趣旨に沿うものとは言えません。

イ 報酬額は社会貢献活動として許容できる範囲内であること。

受領できる報酬額の範囲は、社会通念上妥当と認められる額として、申請事例ごと、個別具体的に判断します。

(5) 活動内容を把握・確認すること

実際の活動内容が(2)～(4)に照らして問題がないか確認する観点から、年間の活動報告を求めることが考えられます。

(6) 活動先が非営利団体の場合の留意点

ア 公益社団法人、公益財団法人、社会福祉法人、医療法人、特定非営利活動法人その他公共的な団体

設立目的に沿った公益的な活動実績があると考えられますので、事業報告などにより、実績が確認できれば、原則として許可対象として差し支えないものと考えられます。

イ その他一般社団法人、一般財団法人、同窓会、文化団体等

①設立目的に沿った公共的かつ継続的な活動実績があることを直近3年分の事業報告等により確認することに加えて、②団体の目的が公務員としての職の信用を傷つけ、又はその職全体の不名誉となるおそれがないことが確認できる場合には、許可対象として差し支えないものと考えられます。

(7) 活動先が営利企業等の場合の留意点

近年、地方自治体においては、営利企業であっても、例えば、

- ① その活動が副次的に広く不特定多数の利益の増進に寄与するものであり、かつ、
- ② 従事者数が不足しており、社会的な需要が高く、民間の就業を阻害しない場合等においては、
一定の公益性を有するとして、許可対象とする事例が増えています。

- 「一定の公益性」については、地域の事情によっても異なることが考えられます。このため、一律に基準を示すことは困難であり、それぞれの地方自治体が地域の実情を踏まえて許可をすることが重要と考えられます。

どのような活動について許可対象とするかを判断する上では、他の自治体の許可事例が参考となります。

また、許可事例を共有することは、それぞれの地域のニーズにより即した制度となるよう、見直しを図ることにもつながると考えられます。

こうした観点から、首長連合参加団体での事例を収集し、活動の類型ごとに別表にまとめましたので、参考としてください。

令和7年（2025年）1月18日

地域に飛び出す公務員を応援する首長連合
代表 長野県知事 阿部 守一

○別表（２（７）関係） 各自治体において、地域の実情を踏まえて取り組んでいる事例

活動類型	活動内容	許可自治体
①保健、医療又は福祉の増進を図る活動	手話通訳者養成講座講師	さいたま市
	手話通訳者	富山市
	病院での診療指導	北杜市
	診療所の医師・看護師の新型コロナワクチン集団接種従事	大町市
	地域包括支援センター行事・イベント等への出演	大町市
	保健、医療に関する公開講座の開催	岐阜市
	医療に関する委員会の委員	岐阜市
	福祉団体活動（岐阜県言語聴覚士会）	飛騨市
	社会福祉法人における看護業務	飛騨市
	親子向け運動指導（健康増進）	飛騨市
	介護職員初任者研修の講師	東大阪市
	社会福祉士会基礎研修の講師	東大阪市
	地域イベントでの介護相談	朝来市
	介護予防等に関する国の研究事業の委員	生駒市
	手話奉仕員	鳥取県
	手話通訳	鳥取県
	要約筆記	鳥取県
	成年後見人業務	米子市
	体の深層部を鍛え姿勢を良くする運動「ピラティス教室」の講師	木城町
②社会教育の推進を図る活動	尺八の演奏及び体験指導	栃木市
	日本語教室での指導	長野県
	地域行事における動物とのふれあい教室の開催（獣医師職員）	滋賀県
	自治体史編さんに係る歴史資料調査	滋賀県
	近代化産業遺産を巡るサイクルトレインイベントの補助	朝来市
③まちづくりの推進を図る活動	市民団体が主催するイベント等での子ども縁日等開催	上山市
	公民館運営委員	南陽市

活動類型	活動内容	許可自治体
	自治会の運営	栃木市
	まちあるき案内人	長野県
	自治会の役員としての活動	岐阜市
	地域委員会（※関市における小規模多機能自治の名称）が実施する駐車場協力金の徴収事務	関市
	花火打上げの手伝い	飛騨市
	地域イベントのスタッフ	飛騨市
	まちづくり協議会役員	高浜市
	町内会役員	高浜市
	他自治体の総合交流センター運營業務	滋賀県
	協働活動サポーター	朝来市
	地域コーディネーター	朝来市
	中心市街地活性化アドバイザー	生駒市
	市主催の祭りのPR大使	鳥取県
	神石高原町の未来を考える勉強会への参加	神石高原町
④観光の振興を図る活動	英語による観光地案内	長野県
	観光ガイド	鳥取県
⑤農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動	サクランボ生産農家における収穫・出荷作業（収穫、箱詰め等）	山形市
	さくらんぼやラ・フランスの収穫作業等	上山市
	特産品（ワイン）のプロデュース	南陽市
	ぶどうの栽培作業	南陽市
	里山保全のためチェーンソーを使用した整備	栃木市
	農作業の補助	富山市
	村有施設での飲食店運営補助	長野県
	農作業の補助	長野県
	林業関連業務の補助	長野県
	農業生産組合活動支援（生物多様性・環境保全活動）	長野県
	中山間地域の耕作地維持、景観保全、高齢者の交流の場づくり	長野県

活動類型	活動内容	許可自治体
	農作物野生鳥獣被害対策アドバイザー（農林水産省委嘱）	大町市
	農業	飛騨市
	鳥獣被害対策実施隊（猟友会）	飛騨市
	農業共済組合の損害評価員	東大阪市
	中山間地域にある町のスポーツクラブの運営スタッフ	鳥取県
	中山間地域の鳥獣捕獲	鳥取県
	農地等環境保全活動（畔の芝刈り等）	鳥取県
⑥学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動	市史の執筆	南陽市
	小説の執筆	南陽市
	部活動のコーチ（ハンドボール、陸上競技、柔道、フェンシング）	富山市
	小・中学校でのスケート指導	北杜市
	スキーインストラクター	長野県
	スノーボードインストラクター	長野県
	中学校部活動講師（野球、ソフトテニス、剣道）	長野県
	スポーツ大会審判指導	長野県
	少年野球チームのコーチ	長野県
	音楽活動を通じた地域の魅力発信	長野県
	実用英語検定試験（英検）面接委員	長野県
	スポーツ少年団での野球指導	長野県
	大町登山案内人組合の会員としての登山ガイド	大町市
	信州登山案内人、長野県山岳遭難防止対策協会の隊員としての山岳遭難救助、登山道の維持補修活動等	大町市
	スキー教室指導員	大町市
	部活動指導員	大町市
	スポーツ少年団の監督、コーチ等としての活動	岐阜市
	地域の歴史に関する執筆活動	関市
	スポーツ指導員	飛騨市
	フットボールクラブコーチ	高浜市

活動類型	活動内容	許可自治体
	筆文字を使用した書の指導	高浜市
	スポーツ少年団（サッカーチーム）コーチ	滋賀県
	サッカー2級審判員	滋賀県
	自転車競技におけるコーチ・スタッフ・審判	滋賀県
	フラダンス講師	東大阪市
	大阪マラソン2024の競技役員	東大阪市
	寺での法要における雅楽奏楽奉仕	東大阪市
	市内小学校スキー教室インストラクター	朝来市
	マイナースポーツのスタッフ	生駒市
	学校における各種部活動外部顧問	鳥取県
	全国的なスポーツ大会の運営スタッフ	鳥取県
	伝統芸能調査における調査補助員	鳥取県
	国民体育大会の審判員等	米子市
	野球、サッカー、剣道スポーツ少年団指導者	木城町
⑦環境の保全を図る活動	ネイチャーガイド	長野県
	水生生物調査や外来魚駆除、イベントの補助などの活動	岐阜市
	漁業組合活動（環境保全員、監視員）	飛騨市
	有害鳥獣駆除・捕獲	滋賀県
	市内における生き物観察ガイド	朝来市
	樹木医	鳥取県
	自然体験活動ガイド	鳥取県
⑧災害救援活動	防災士として、自治会の防災訓練や講演会等の講師	大町市
	予備自衛官	関市
	消防団	関市
	消防団員	飛騨市
	山岳救助隊員	飛騨市
	予備自衛官	鳥取県

活動類型	活動内容	許可自治体
⑨地域安全活動	少年補導員としての従事	栃木市
	有害鳥獣の捕獲	富山市
	消防団員又は水防団員としての活動	岐阜市
	山岳遭難救助要請があった際の救助活動	鳥取県
	有害鳥獣の捕獲等事業	米子市
⑩人権の擁護又は平和の推進を図る活動	聴覚障がい者に関する啓発活動	岐阜市
	人権教育アドバイザー	鳥取県
⑪国際協力の活動	レジデンスアシスタント（留学生の生活サポート）	滋賀県
	通訳ボランティアの研修講師	鳥取県
⑫男女共同参画社会の形成の促進を図る活動	該当なし	
⑬子どもの健全育成を図る活動	未就学児とその家族向けの無料演奏会での楽器演奏	上山市
	父親育児支援講座講師	さいたま市
	親子レクレーション「スポーツ鬼ごっこ」講師	さいたま市
	部活動の地域移行にかかる部活動指導員	小松市
	地域における育児支援事業	長野県
	生活保護世帯・生活困窮世帯への小中学生等への学習支援	長野県
	P T Aの役員としての活動	岐阜市
	困窮家庭の小中学生を対象とした学習支援	岐阜市
	放課後子ども教室での安全管理員	関市
	市内中高生への指導・伴走（メンター）	飛騨市
	ぎふ木育指導員	飛騨市
	放課後児童指導員の補助員	滋賀県
	学校飼育動物とのふれあい教室の開催（獣医師職員）	滋賀県
	高等学校のダンス部の指導	東大阪市
	保育士を対象としたスキルアップ講座の講演	東大阪市
E Q絵本講師	生駒市	

活動類型	活動内容	許可自治体
	赤十字幼児安全法指導員	生駒市
	子どもの学習支援	米子市
⑭情報化社会の発展を図る活動	地域情報化アドバイザー	生駒市
⑮科学技術の振興を図る活動	該当なし	
⑯経済活動の活性化を図る活動	商工会が立ち上げた地域産品等販路開拓支援事業に係る委員会の委員	滋賀県
	耕作放棄地の解消と地域産品の開発	生駒市
⑰職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動	就労継続支援事業B型事業所における地域移行支援	東大阪市
	一級建築士・二級建築士試験 試験監理員	東大阪市
⑱消費者の保護を図る活動	該当なし	
⑲その他公益性の高い地域的、社会的な貢献活動	ライドシェア事業におけるドライバー	小松市
	各種統計調査	北杜市
	岐阜県消防学校インストラクター	飛騨市
	予備自衛官補	滋賀県
	成年後見等活動（保佐人）	東大阪市
	統計調査業務に係る調査業務	米子市
	木城神輿保存会	木城町

(注)

この表の区分は、特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）の別表（第二条関係）に定める、特定非営利活動の類型を参考としています。

それぞれの活動について許可をしている自治体の回答によって整理しているため、類似・同種の活動であっても、異なる類型区分に整理されているものがあります。